

長野県ふるさとの森林づくり条例事務取扱要領

平成16年(2004年)12月24日付16林政第264号林務部長通知
一部改正 平成18年(2006年)3月7日付17林政第275号林務部長通知
一部改正 平成18年(2006年)4月10日付18地環第9号生活環境部長林務部長通知
一部改正 平成29年(2017年)3月28日付28森政第447号林務部長通知
一部改正 平成30年(2018年)6月20日付30森政第152号林務部長通知
一部改正 令和3年(2021年)3月26日付2森政第515号林務部長通知

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号。以下「条例」という。)及び長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号。以下「規則」という。)に定められたもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 森林整備保全重点地域の指定等

(事前の調査)

第2 地域振興局長(以下「局長」という。)は、市町村長が条例第19条第1項の規定による申出又は同条第2項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、あらかじめ、次に掲げる事項について調査を行い、把握するよう助言するものとする。

(1) 概況

地形図、地質図、植生図、森林計画図、属地森林簿、測候記録等により、森林の現況、地形(航空写真)、地質、土地の利用及び規制の状況(保安林、河川、自然公園、砂防指定地及び森林所有者)、過去の降水量等を把握するものとする。また、森林所有者については、施業番号ごとに所有者一覧表(参考様式第1号)を作成するものとし、過去の降水量については、過去10年間の降水量調書(参考様式第2号)を作成するものとする。

(2) 過去における自然災害の発生状況

災害履歴がある場合には、過去の災害報告書等により、災害の発生年月日、発生箇所、災害の種類、被害の内容、被害総額等を把握するものとする。

(3) 水道水源の概要

申出又は要請をする区域に係る水道水源を有する場合には、水道及び水源の名称、水道の設置者、水源の種別、取水量、取水施設の位置、給水区域、給水人口、給水量、取水開始年月日、条例等による保全対策の有無等を把握するものとする。

(4) 上下流協定等の概要

森林整備に関し下流域の自治体等が関係する協定の締結や基金の設立等がなされている場合には、その概要を把握するものとする。

(指定の要件)

第3 条例第19条に規定する森林整備保全重点地域の指定は、指定に向けて地域内の森林所有者や地域住民等のおおむねの合意が得られているか又は得られる見込みがあり、当該地域が森林の機能を高度に発揮させるために必要な、面積的にまとまりのある流域である場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 山地災害防止機能が高い地域であり、過去の災害履歴等に照らして、当該流域における森林の災害防止機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。

(2) 水源かん養機能が高い地域であり、水道法による上水道の水源地域であること等により、当該流域における森林の水源かん養機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。

- (3) その他、地形、地質の特殊性等から当該流域における森林の災害防止機能または水源かん養機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。

(指定区域の設定)

第4 局長は、市町村長が条例第19条第1項の規定による申出又は同条第2項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、第3の規定による指定の要件を目安に区域を設定するよう助言するものとする。

- 2 区域の設定の範囲は、尾根地形で囲まれる範囲の流域を基本とすることとし、森林の多面的機能の影響を受ける範囲等の自然的条件、当該地域の森林に対する地域の人々の歴史的な関わり方や今後の要請等の社会的条件を勘案し、設定するものとする。なお、条例による森林整備保全重点地域の規定は、森林法の地域森林計画対象民有林のみに適用するものとし、流域内に国有林等の地域森林計画対象民有林以外の土地が含まれる場合は、これらを除いて設定するものとする。

(事前の調整)

第5 局長は、市町村長が条例第19条第1項の規定による申出又は同条第2項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、あらかじめ、次に掲げる事項について調整を行うよう助言するものとする。

(1) 指定の申出の場合

申出に係る区域の森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する者に対して、説明会、文書等により十分な説明を行い、合意を得るよう努めるものとする。ただし、全員の合意は申出の要件とはしないものとする。また、当該区域内に他法令等による土地利用規制があるときや国有林と隣接するときは、事前に関係機関の長と調整を行うものとする。

(2) 指定の要請の場合

事前に、要請に係る区域の関係市町村長、森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する者と調整を行うものとする。また、当該区域内に他法令等による土地利用規制があるときや国有林と隣接するときは、事前に関係機関の長と調整を行うものとする。

- 2 局長は、指定を要請された地域を管轄する市町村長に対して、意見書の提出前に、要請された区域に係る森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する者の意見を聴くよう助言するものとする。

- 3 局長は、市町村長に対して、第5第1項の各号の規定に基づく森林所有者、地域住民その他当該区域の森林づくりに関係する者への説明等の経過を、経過書(参考様式第3号)にとりまとめるよう助言するものとする。

(指定申出書または指定要請書に添付する書類)

第6 規則第2条による指定申出書又は規則第3条による指定要請書に添付する書類で、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 水源、治水・利水ダム、給水区域等位置図(地形図を利用する)
- (2) 地質図(申出区域の位置を明記する)
- (3) 現存植生図(申出区域の位置を明記する)
- (4) 土地利用状況の概況図(地形図に、保安林等の位置を明記する)
- (5) 区域の属地森林簿の写し
- (6) 森林所有者一覧表(施業番号ごとの所有者一覧表)
- (7) 降水量調書
- (8) 航空写真(縮尺入り)

(指定の申出または要請)

第7 局長は、市町村長から規則第2条の規定による森林整備保全重点地域指定申出書又は規則第3条の規定による森林整備保全重点地域指定要請書の提出があったときは、速やかに林務部長に提出するものとする。

(関係市町村長の同意)

第8 林務部長は、条例第19条第2項の規定により関係市町村長の同意を得ようとするときは、当該地域を所管する局長を経由して関係市町村長に対して文書(様式第4号)により意見書(様式第5号)の提出を求めるものとする。

(指定の審査)

第9 第3の規定による森林整備保全重点地域の指定の要件については、付録第1に掲げる基準により審査するものとする。

(指定の通知等)

第10 林務部長は、森林整備保全重点地域を指定したときは、当該地域を所管する局長を経由し、関係市町村長に対して文書(様式第6号)により通知するとともに、森林整備保全重点地域台帳(様式第7号)を更新し、各局長に通知するものとする。

(地域森林委員会の組織化)

第11 局長は、条例第20条第1項の規定による地域森林委員会の組織化に向けては、関係市町村と連携し、当該地域の住民、森林所有者の他、森林組合その他の林業関係団体、森林資源の恩恵を受ける受益者で構成する市民団体等、多様な主体が参加するものとなるよう助言するものとする。

2 局長は、住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係有する者に対して、地域森林委員会を組織したときは、地域委員会規約を定めるよう助言するものとする。

3 地域森林委員会規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 委員
- (4) 事業
- (5) 委員長
- (6) 副委員長
- (7) 監事
- (8) 委員会
- (9) 事務局
- (10) 会計
- (11) その他地域森林委員会が必要と認める事項

4 局長は、地域森林委員会が組織されたときは、地域森林委員会の委員長に対して、地域森林委員会設置報告書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

5 局長は、前項の規定による報告書を受領したときは、市町村長に対して、文書(様式第9号)により意見書(様式第10号)の提出を求めるものとする。

6 局長は、前項の規定により地域森林委員会の設置について適当である旨の意見書を受領したときは、地域森林委員会設置確認報告書(様式第11号)を、林務部長に提出するものとする。

7 局長は、助言者として、担当職員を地域森林委員会に参加させるものとする。

(森林整備保全計画の策定における市町村及び地域森林委員会の参加及び協力)

第12 局長は、条例第21条第1項の規定による森林整備保全計画を定めるときは、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力を得るため、必要な現地調査や会議等の機会を積極的に設け、その意見を反映したものとなるよう努めるものとする。

(森林整備保全計画に定める事項)

第13 条例第21条第2項第1号に規定する「森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型」は、森林の現況、森林の取扱いによる区分、目標とする林型による森林の区分及び整備の目標、

その他必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する森林の取扱いによる区分、目標とする林型による森林の区分及び整備の目標は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 森林の取扱いによる区分
自然推移区域と森林整備区域に区分する。
 - (2) 目標とする林型による森林区分及び整備の目標
森林の現況をもとに将来の目指す森林の姿を想定するとともに、その姿ごとに、そこに至るまでの整備の目標を示す。
- 3 条例第 21 条第 2 項第 2 号に規定する「目標林型に応じた森林整備方針」は、森林の現況等をもとに森林整備の現状と課題、森林整備の基本方針を定めるものとする。
- 4 条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する「伐採、造林、間伐等に関する事項」は、伐採、造林、間伐に関する必要な事項、間伐及び必要となる保育等の施業をすべき地域の所在と施業方法を定めるものとする。
- 5 条例第 21 条第 2 項第 4 号に規定する「森林の整備及び保全を推進するための方策」は、地域森林委員会の役割、間伐等の施業実施主体の役割分担、公的な関与による区域、実行管理方法について定めるものとする。
- 6 前項に規定する地域森林委員会の役割、間伐等の施業実施主体の役割分担、公的な関与による区域、実行管理方法は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地域森林委員会の役割
委員会の役割、構成員、開催・検討状況等について記載する。
 - (2) 間伐等の施業実施主体の役割分担
事業の実施主体を県、市町村、森林所有者等に分担するとともに、施業にあたって適用することが可能な事業、制度等を記載する。
 - (3) 公的な関与による区域
保安林及び新たに保安林の指定を必要とする区域等について記載する。
 - (4) 実行管理方法
計画を実行していくための進捗管理の方法を記載する。

(森林整備保全計画の公表)

- 第 14 局長は、条例第 21 条第 1 項の規定による森林整備保全計画を定めたときは、林務部長に対して、森林整備保全計画策定報告書(様式第 12 号)を提出するとともに、森林整備保全計画を公表するものとする。

第 3 章 森林管理権移転等あっせん制度

(森林管理権移転等あっせん制度の対象森林)

- 第 15 条例第 23 条の規定による森林管理権移転等あっせん制度の対象とする森林は、原則として個人が単独又は共同で所有する森林で、1 箇所 0.1 ヘクタール以上の森林とする。

(あっせんの種類)

- 第 16 条例第 23 条の規定による森林管理権移転等のあっせんは、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 森林所有権移転あっせん
所有権の移転を希望する場合は、立木及び土地所有権のあっせんを行う。
 - (2) 使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転等あっせん
長期的な森林経営の委託を希望する場合は、立木所有権の移転(地上権を含む)、土地賃借権の設定のあっせんを行う。
 - (3) 森林経営受委託あっせん
5 年間程度の森林経営の委託を希望する場合は、森林施業計画の認定を前提として、経営の受委託のあっせんを行う。

(森林所有者からの申出による現地調査等)

第 17 局長は、規則第 5 条の規定により、森林所有者から森林管理権移転等あっせん申出書の提出があった場合は、次により調査を行うものとする。

(1) 現地調査

森林管理権移転等あっせん申出書を提出した森林所有者（以下「申出者」という。）の立ち会いのもとで森林の現状等の調査を行うこととし、写真撮影することとする。

(2) 書類調査

申出書の記載内容が適当かどうか確認するとともに、関係法令等における規制等について確認することとする。

- 2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、森林管理権移転等あっせん対象森林調査調書（様式第 13 号）を作成するものとする。
- 3 局長は、森林管理権移転等あっせん対象森林調査報告書（様式第 14 号）により前項の結果を速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(管理権等のあっせん先候補者の決定)

第 18 局長は、第 17 第 1 項の調査に基づき、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、条例第 23 条第 2 項の規定により認定された当該森林の所在する地域を活動区域としている森林づくりに関し意欲及び能力のある者（以下、「森林管理引受認定者」という。）を選定し、市町村長及び地域森林委員会に対し、あっせん情報の提供に関し、必要な調整を図るものとする。

- 2 局長は、森林管理引受認定者並びに森林管理権等の引受が可能と考えられる当該森林の所在地の区域を所管する地方公共団体、森林整備法人及び森林組合に対して、森林管理権移転等受入れ意向確認書（様式第 15 号）により受入れの意向を確認するものとする。
- 3 局長は、前項の確認の結果、受入れの希望がある者を森林管理権移転等あっせん先候補者（以下、「あっせん先候補者」という。）として決定するものとする。
- 4 局長は、あっせん先候補者が決定したときは、あっせん先候補者名簿（様式第 16 号）を作成するものとする。

(あっせんの実施)

第 19 局長は、第 18 第 3 項の規定によりあっせん先候補者が決定したときは、申出者及びあっせん先候補者に対し、森林管理権移転等あっせん実施通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

- 2 局長は、前項の規定によりあっせんの実施を通知した場合は、森林管理権移転等あっせん実施報告書（様式第 18 号）により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(森林管理権移転等の契約成立報告)

第 20 局長は、あっせん先候補者のうち申出者との間で森林管理権移転等の契約が成立した者に対して、契約が成立した旨を、森林管理権移転等契約成立報告書（様式第 19 号）により速やかに局長に報告するよう助言するものとする。

- 2 局長は、前項の報告を受けた場合は、森林管理権移転等あっせん終了報告書（様式第 20 号）により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(あっせんの中止)

第 21 局長は、以下のいずれかの事由に該当する場合は、あっせんの実施を中止し、申出者に対して、森林管理権移転等あっせん中止通知書（様式第 21 号）により通知するものとする。

- (1) 市町村及び地域森林委員会の調整が図られない場合
- (2) 当該森林に抵当権が設定されている場合
- (3) 当該森林に地上権その他の権利が設定されている場合であって、権利関係者の同意が得られていない場合

- (4) 当該森林で補助事業が実施されており、森林の転用等において補助金交付条件に付された期間内である場合
 - (5) あっせん先候補者がいない場合、又は申出から1年が経過しても申出者とあっせん先候補者との契約が成立しない場合
 - (6) 申出者から、あっせんの取り下げの申出があった場合
 - (7) その他、あっせんを実施するにあたって問題の発生するおそれがある場合
- 2 局長は、前項の規定によりあっせんの実施を中止した場合は、森林管理権移転等あっせん中止報告書（様式第22号）により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

（森林管理権移転等あっせん台帳の作成）

- 第22 林務部長は、局長から第17第3項、第20第2項及び第21第2項の報告があった場合は、森林管理権移転等あっせん台帳（様式第23号）に必要な事項を記載し、保管するものとする。
- 2 林務部長は、第20第2項の報告により森林管理権移転等あっせん台帳に必要な事項を記載した場合は、各局長に状況を報告するものとする。

（森林管理引受認定者の認定の要件）

- 第23 条例第23条第2項の規定による申出に基づく認定は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に行うものとする。
- (1) 過去5年間に森林の整備・管理に実績があること。
 - (2) 今後、継続して森林の整備・管理を行うことが確実であると認められること
 - (3) 森林に関する知識と技術を有するものであること。又は、今後資格を有する ことが予定されていること。

（森林管理引受認定者の認定）

- 第24 規則第6条の規定による森林管理引受者認定申出書の提出があった場合は、局長は、意見書を付して林務部長に提出するものとする。
- 2 林務部長は、前項の規定による森林管理引受者認定申出書の提出があった場合は、第23に基づき内容を審査し、適当と認められる場合には、認定する者に対して森林管理引受者認定書（様式第24号）を、局長を経由して交付することとする。
- 3 林務部長は、前項の規定により森林管理引受認定者を認定したときは、森林管理引受認定者登録簿（様式第25号）に必要な事項を記載し、各局長に通知するものとする。
- 4 局長は、前項の通知があった場合は、関係市町村及び地域森林委員会に対して情報を提供するものとする。

（森林管理引受認定者の認定の取り消し）

- 第25 林務部長は、第23第1項各号に掲げる事項のいずれかが欠格した場合その他森林管理引受認定者として適格でないと認められるときは、認定を取り消すものとする。
- 2 林務部長は、前項の取り消しを行うときは、あらかじめ、当事者の意見を聴き、改善の意向を確認するものとする。
- 3 第1項に規定する森林管理引受認定者の取り消しは、森林管理引受認定者取消書（様式第26号）を、局長を経由して当事者に通知することにより行うものとする。
- 4 林務部長は、森林管理引受認定者の取り消しをしたときは、森林管理引受者認定者登録簿にその旨を記載し、各局長に通知するものとする。
- 5 局長は、前項の通知があった場合は、関係市町村及び地域森林委員会に対して情報を提供するものとする。

第4章 開発行為の届出

（関係市町村長及び地域森林委員会の意見）

第 26 局長は、開発行為の届出があったときは、条例第 24 条 3 項に基づき文書（様式第 27 号）により関係市町村長及び地域森林委員会に意見を求めるものとする。

2 局長は、市町村長の意見を求めるときは、市町村森林整備計画の施行上の支障の有無等のほか当該地域住民の意向を十分に踏まえた上で文書（様式第 28 号）により回答を行うよう助言するものとする。

3 局長は、地域森林委員会の意見を求めるときは、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能に関して与える影響等を踏まえた上で文書（様式第 29 号）により回答を行うよう助言するものとする。

（現地調査）

第 27 局長は、必要に応じ現地調査を行い、開発行為に係る森林面積及び林況並びに林地開発行為の周辺に及ぼす影響等を調査するものとする。

2 現地調査を行う者は、「森林立入調査員の証」（長野県規則第 26 条様式第 9 号）を携帯し、関係者にこれを呈示するものとする。

（審査）

第 28 局長は、次の各号の項目について審査を行い、森林整備保全重点地域内開発行為届出審査調書（様式第 30 号）にまとめるものとする。

（1）森林施業のための作業路の開設を目的とする行為の審査は、平面図等により開発行為に係る森林面積の確認を行うものとする。

（2）道路の新設又は改築を目的とする行為の審査は、縦断面図、横断面図等により開発行為に係る森林面積の確認を行うほか、次の内容を確認するものとする。

（ア）切土、盛土等の法面の勾配が、地質や土質、高さから崩壊のおそれ等がないものであるとともに、必要に応じ緑化を図るなど適正な法面保護が計画されていること

（イ）排水が適正に処理されていること

（3）その他の開発行為の審査は、平面図により開発行為面積の確認を行うほか、次の内容を確認するものとする。

（ア）切土、盛土等の法面の勾配が、地質や土質、高さから崩壊のおそれ等がないものであるとともに、必要に応じ緑化を図るなど適正な法面保護が計画されていること

（イ）排水が適正に処理されていること

2 規則第 7 条第 2 項による開発行為届出書に添付する書類のうち、その他知事が認める書類については、次の各号に掲げる書類とする。

（1）行為地の所有権その他当該開発行為をするのに必要な権原を有することを証する書類

（2）その他局長が必要と認める書類

（開発行為に係る指導）

第 29 局長は、開発行為についての審査結果並びに関係市町村長及び地域森林委員会の意見を踏まえ、森林保全の確保のため必要があると認めるときは、開発行為者に対して、森林整備保全重点地域内開発行為届出に係る指導書（様式第 31 号）により指導するものとする。

2 局長は、開発行為者に対して、開発行為者が前項の指導に基づき開発行為の改善をしたときは、森林整備保全重点地域内開発行為に係る改善報告書（様式第 32 号）により局長に報告するよう指導するものとする。

（変更）

第 30 局長は、開発行為者に対して、開発行為にともない次の各号に掲げる変更が生ずる場合は、事前に、森林整備保全重点地域内開発行為変更報告書（様式第 33 号）により局長に報告し指示を受けるよう指導するものとする。

（1）開発行為に係る森林面積が 1 ヘクタールを超えるおそれが生じた場合

（2）開発行為に係る森林面積が当初の届出面積の 20 パーセント以上の増となる場合

(3) 開発行為の目的の変更

(4) その他重要な変更が生じた場合

2 局長は前項の報告があった場合は、変更内容を確認するとともに、市町村長及び地域森林委員会委員長に文書（様式第 34 号）により通知するものとする。

(定期報告)

第 31 局長は、開発行為の届出書の受理状況を森林整備保全重点地域ごとにまとめ、当該年度分を翌年度の 4 月 15 日までに、文書（様式第 35 号）により林務部長に報告するものとする。

第 5 章 里山整備利用地域

(認定の申出)

第 32 規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書に記載する「地域の概要」、「地域の整備及び利用の方針等」、「活動推進主体」については、里山整備利用地域活動計画書（様式第 36 号）を添付し、その記載に代えることができるものとする。

2 局長は、市町村長から規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書の提出があった場合は、意見書を付して林務部長に提出するものとする。

(認定の要件)

第 33 条例第 26 条第 1 項に規定する里山整備利用地域の認定は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に行うものとする。

(1) 5 ヘクタール以上にわたる一団の森林を対象としていること。ただし、里山整備利用地域の目的に沿った活動が行われることが見込まれるものの、地形、森林の状況、その他やむを得ない理由により、当該活動が行われる範囲となる森林面積が 5 ヘクタールに満たない場合は、この限りでない。

(2) 対象となる森林と密接に関係する集落が存在していること。

(3) 条例第 26 条第 2 項に規定する里山整備利用推進協議会等、地域住民等が自発的な活動をするための体制が整備されていること。

(4) 活動の内容が、里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資すると認められること。

(5) 活動が継続的に行われることが認められること。

(地域の認定)

第 34 林務部長は、規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書の提出があった場合は、第 33 に基づき内容を審査し、適当と認められる場合には里山整備利用地域として認定し、里山整備利用地域認定書（様式第 37 号）を、局長を経由して申出者に交付するものとする。

2 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の認定をした場合は、里山整備利用地域台帳（様式第 38 号）に必要な事項を記載し、各局長に通知するものとする。

(区域の変更)

第 35 第 34 の規定により認定された里山整備利用地域について、区域に変更が生じた場合は、変更の事務手続きを行うこととし、第 33 及び第 34 の規定を準用する。

(里山整備利用推進協議会)

第 36 条例第 26 条第 2 項に規定する里山整備利用推進協議会は、地域の実情に応じて、地域住民、森林所有者、林業関係団体、教育関係機関、企業、ボランティアその他里山の整備及び利用に関係する者等により構成するものとする。

2 里山整備利用推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 里山の整備及び利用の推進に関する事項

(2) 里山利用協定締結の促進に関する事項

(認定の取り消し)

- 第 37 条例第 26 条第 3 項に規定する里山整備利用地域の認定の取り消しは、里山の整備及び利用に関する地域住民等の自発的な活動が 2 年以上にわたって行われていない場合その他里山整備利用地域として認定しておくことが適当でないと認められる場合に行うものとする。
- 2 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の認定の取り消しを行おうとするときは、里山整備利用地域認定取り消し意向確認書（様式第 39 号）により市町村長の意見を聴くものとする。
- 3 林務部長は、前項の意向確認をした結果、市町村長から里山整備利用地域の取り消しに関して了承の申出があった場合は、里山整備利用地域の認定を取り消すものとし、里山整備利用地域認定取消書（様式第 40 号）を当該地域を所管する局長を経由して市町村長に交付するものとする。
- 4 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の取り消しをした場合は、里山整備利用地域台帳にその旨を記載し、各局長に通知するものとする。

(里山利用協定)

- 第 38 条例第 27 条第 1 項に規定する里山利用協定は、該当する森林所有者、里山の整備又は利用を行おうとする者及び局長との間で締結される次の項目が含まれる協定をいい、様式第 41 号を標準とする。
- (1) 協定の期間
- (2) 森林の所在地及び区域
- (3) 里山の整備及び利用に関する事項
- (4) 協定期間中における森林の転用の制限
- (5) その他協定締結のために必要な事項
- 2 里山利用協定は、前項によるもののほか、前項と同様の内容に関する賃貸借契約等の契約行為によるものを含むものとする。

(里山利用協定の締結状況の報告)

- 第 39 毎年度、里山利用協定の締結状況を取りまとめ、里山利用協定締結定期報告書（様式第 42 号）により、翌年度の 4 月 30 日までに林務部長に報告するものとする。

(活動状況の報告)

- 第 40 局長は、毎年度、里山整備利用地域における里山の整備及び利用のための活動の状況を取りまとめ、里山整備利用地域活動状況報告書（様式第 43 号）により、4 月 30 日までに林務部長に報告するものとする。

(情報の提供)

- 第 41 林務部長及び局長は、里山整備利用地域における里山利用協定の締結の推進並びに里山の整備及び利用を推進するため、インターネットや広報等により積極的な情報提供に努めるとともに、里山整備利用地域台帳については、事務所に備え付け、要求に応じて公開するものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。